

都城市ふれあい武道館指定管理者候補者選定の概要

都城市ふれあい武道館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

都城市高城地区第8自治公民館

(2) 代表者名

新地 澄夫

(3) 所在地

都城市高城町穂満坊1452番地

(4) 設立年月日

昭和40年設立

(5) 従業員数

236世帯

(6) 業務内容

・市及び各種団体等との連絡調整 ・各種講習会、研修会、スポーツ大会、教養・
娯楽に関する業務 ・各種産業の振興に関する業務 ・子ども会、老人クラブ、
婦人会、PTA等に関する業務

2. 指定期間

平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市ふれあい武道館 (都城市高城町穂満坊1452番地)	延床面積：311.11㎡ 競技場

(2) 業務概要

- ・武道館の施設及び附属設備の維持管理
- ・武道館の利用者の申請及び許可、並びに利用料金の徴収
- ・都城市（産業建設課）への報告、協議等

4. 事業計画の概要

事業計画書のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

地域密着型の施設で住民自治意識等の向上、地域協働の推進等が期待でき、かつその受け皿となるべき団体がこの地域に当該団体しか存在しないため。

(2) 申請書類の審査結果

・住民の平等な利用の確保について

市の管理方針及び施設の目的を認識し、利用者からの申請を平等公平に受付し、利用者間の調整が図られている。

・施設の効用の最大限の発揮について

利用団体や地域住民との連携、サービス等の提案がなされている。

・管理経費の縮減について

経費削減に関する利用者への指導、指定管理者が行う定期清掃等による維持管理経費削減の提案がなされている。

・管理運営能力について

組織基盤、財政状況もしっかりしており、緊急時の連絡体制も整えられている。また、当該施設は地域住民に活発に利用されており、自治公民館が管理運営を行う事で、効率的な施設の管理運営が期待できる。

事業計画書

申請団体名 都城市高城地区第8自治公民館

希望する施設名 都城市ふれあい武道館

(1) 市民の平等な利用に関すること

- ・勤労者と地域住民のふれあいと融和を図るとともに、地域の活性化に寄与する事を基本とし管理運営を行う。
- ・利用の申請を受付し、利用者間の調整を図る。
- ・利用者からの相談や苦情を聞き取り、市（高城産業建設課）と連絡協議を行い解決を図る。

(2) 施設効用の発揮に関すること

- ・地域密着型及び地域スポーツの拠点施設として、地区の方々と連携を取り、利用者主体のサービスの提供に努め、清潔で安全・快適な利用しやすい環境の場を創出する。

(3) 管理経費の縮減に関すること

- ・利用者が申し込みされる際、節電・節水や施設利用に関し指導することで、光熱水費や修繕費等に削減を図る。
- ・指定管理者による定期的な清掃・維持管理、利用者による利用後の清掃等により、維持管理経費の削減を図る。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

- ・自治公民館の役員により管理運営に必要な人員体制を整える。
- ・緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市（高城産業建設課）と連携できる体制を整える。
- ・施設管理運営の実施によって知り得た個人情報の漏洩、滅失、損傷等の事故防止や、個人情報の適切な管理を行う。

(5) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

・高城町徳満坊地区の第8自治公民館は、地区住民及び世帯相互の親睦と教養を高めるとともに、生活向上を図り、より良い家庭や地域づくりを目指し、地域社会福祉の増進に寄与することを目的とし、地区内の居住世帯をもって構成された団体である。

また、都城市ふれあい武道館は、地域密着型及び地区スポーツの拠点施設として、地区住民に活発に利用されていることから、地元自治公民館が管理運営することが、住民自治意識の向上や効率的な施設の管理運営が出来る。